

モンゴル国  
商標及び地名表示に関するモンゴル国法律

2003年5月2日

2003年5月2日施行

目次

第1章 総則

第1条 法の目的

第2条 商標及び地名表示に関する立法

第3条 本法における用語の定義

第4条 商標及び地名表示に関する知的所有権事項を担当する政府当局の権能

第2章 商標, その登録, 証明書発行

第5条 商標の登録可能性及びそれに関する要件

第6条 商標出願

第7条 出願日の付与

第8条 商標出願の審査

第9条 商標の登録, 証明書の発行

第10条 商標登録の有効期間, 登録更新

第11条 商標登録手数料

第12条 団体標章

第13条 証明標章

第14条 団体標章及び証明標章の登録出願に関する審査並びに証明書の発行

第3章 地名表示, 地名表示の登録, 証明書の交付

第15条 地名表示及びそれに関する要件

第16条 地名表示の出願

第17条 地名表示の審査に出願日を付与すること

第18条 地名表示の登録, 証明書の発行

第4章 商標所有者及び地名表示使用者の権利, 商標及び地名表示の使用

第19条 商標所有者の権利

第20条 商標の使用

第21条 商標権の他人への移転及び商標の失効

第22条 ライセンス契約

第23条 地名表示の使用者の権利

第24条 地名表示の使用

第25条 地名表示の登録有効期間の満了

第5章 商標の国際登録

第26条 商標の国際登録

第27条 国内商標の国際登録

第6章 雑則

第28条 商標及び地名表示の登録失効及び取消

第29条 不服申立と紛争の検討

第30条 商標又は地名表示に関する法律違反の責任

## 第1章 総則

### 第1条 法の目的

1.1. 本法の目的は、商標及びサービスマーク(以下「商標」という)並びに地名表示の法的保証を確保し、その所有者及び使用者の権利及び合法的利益を保護し、商標の所有権、使用及び処分並びに地名表示の使用に関して生じる関係を管轄することとする。

### 第2条 商標及び地名表示に関する立法

2.1. 商標及び地名表示に関する立法は、モンゴル国憲法、民法、本法及びそれらを順守して施行された制定法から構成される。

2.2. モンゴル国が加盟国である国際条約が、本法とは別段の規定をする場合、当該国際条約の規定が優先する。

### 第3条 本法における用語の定義

3.1. 本法において、使用される次の用語は、下記の意味で解釈するものとする。

3.1.1. 「商標」とは、商品又はサービスを他人のそれらと識別するために、商品の製造又はサービスの提供に携わる自然人又は法人によって使用される識別性ある表現をいう。

3.1.2. 「団体標章」とは、組合管理に基づいて製造者及びサービス提供者によって使用される商標をいう。

3.1.3. 「証明標章」とは、所有者が一定の商品又はサービスの品質、生産方法及び他の特徴を証明するときに、他人によって使用されることを許可される商標をいう。

3.1.4. 「地名表示」とは、商品の所与の品質、名声又は他の特徴がその原産地に本質的に由来する場合、商品をそこに産するものとして特定する国、地域又は地方の地理的名称をいう。

3.1.5. 「登録商標又は地名表示」とは、法律に定める手続に従って知的所有権庁によって登録がなされ、それに関して証明書が発行された登録商標又は地名表示をいう。

3.1.6. 「証明書」とは、登録商標の所有者又は登録地名表示の使用者の排他的権利を認定する国家によって発行される書類をいう。

3.1.7. 「商標の所有者」とは、法に定める手続に従って登録商標を所有し使用し処分する権利を取得している者をいう。

3.1.8. 「地名表示の使用者」とは、法に定める手続に従って地名表示を使用する権利を取得している者をいう。

3.1.9. 「出願」とは、商標又は地名表示及び法によって求められる他の書類の登録の請求であって、自然人又は法人によって知的所有権庁へ提出されるものをいう。

3.1.10. 「審査」とは、同一の又は類似の商標又は地名表示の先の登録について及び本法に定める要件の順守についての審査であって知的所有権庁の有資格の審査官によって行われるものをいう。

3.1.11. 「周知標章」とは、関連分野においてモンゴル国領域で周知となっている商標をいう。

3.1.12. 「ライセンス」とは、商標所有者によって他人に与えられる登録商標を使用することの許可をいう。

- 3.1.13. 「出願日」とは、第6条に従って商標出願が知的所有権庁になされる日をいう。
- 3.1.14. 「優先日」とは、パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において、登録のために商標出願がなされ、優先権主張がパリ条約第4条に従ってなされた日をいう。
- 3.1.15. 「国際分類」とは、1957年6月15日のニース協定によって確定された標章登録のための商品及びサービスの国際分類をいう。
- 3.1.16. 「商標の国際登録」とは、マドリッド協定及びマドリッド議定書の規定に基づいて世界知的所有権機関の国際事務局によってなされる登録をいう。
- 3.1.17. 「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約であって、その後に改正又は修正されたものをいう。
- 3.1.18. 「マドリッド協定」とは、1891年4月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定であって、その後に改正又は修正されたものをいう。
- 3.1.19. 「マドリッド議定書」とは、1989年6月28日に採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書をいう。
- 3.1.20. 「マドリッド協定及びマドリッド議定書に基づく規則」とは、2002年4月1日に効力を有するマドリッド協定及び議定書に基づく共通規則をいう。

#### **第4条 商標及び地名表示に関する知的所有権事項を担当する政府当局の権能**

- 4.1. 知的所有権事項を担当する政府当局（以下「庁」という）は、商標及び地名表示の登録に関する次の機能を果たす。
  - 4.1.1. 商標及び地名表示の出願を受領しその決定をする。
  - 4.1.2. 商標及び地名表示を登録し証明書を発行する。
  - 4.1.3. 商標及び地名表示に関する紛争の裁判所聴聞に参照元となる。
  - 4.1.4. 法に定める管轄権内の申立及び不服申立に関して決定する。
  - 4.1.5. 商標及び地名表示の証明書の意匠を定める。
  - 4.1.6. 商標及びそれに関する契約並びに地名表示の統一された国家登録簿を維持し、統一されたデータベースを確定し、それに関するデータを公告する。
  - 4.1.7. 法に定める理由及び手続に従って商標及び地名表示を失効させる。
  - 4.1.8. 法に定める他の機能

## 第2章 商標，その登録，証明書の発行

### 第5条 商標の登録可能性及びそれに関する要件

5.1 商標は，語句，図形，文字，数字，立体形態，色彩，音，香り，及び/又はそれらの組合せで表現することができる。

5.2. 次の事項は，商標とみなされない：

5.2.1. 一般に知られている用語，形状又は識別性を欠く標識，文字又は数字

5.2.2. 商品又はサービスの一般名称，数量，サイズ，重量，品質，用途，価格，又は製造の場所，時期若しくは方法を表示する語句若しくは数字

5.2.3. 商品又はその包装の通常形状

5.2.4. 地図又は地図上に示された場所

5.3. 次の事項は，商標として登録することができない。

5.3.1. 国の紋章，旗章又はその他のモンゴル国及び/又は外国の象徴，若しくは国際機関，政府又は非政府機関の公記章，正式名称又は略称から構成される又はそれらと同一又は類似の呼称

5.3.2. 著名人の正式名称又は略称，肖像，絵又は署名の複製であって，当該特定人又はその相続人の承諾なく使用される場合

5.3.3. モンゴル国の歴史上の人物の名称，仮称，肖像又は絵の複製，若しくはそれらの人物と直接関係するように示唆する名称であって，それらの名誉を毀損する方法で使用される場合

5.3.4. モンゴル国の歴史的又は文化的記念碑の名称又は表示の複製であって，それらの名誉を毀損する方法で使用される場合

5.3.5. 国家勲章，メダル又は他の表彰，若しくは監督又は保証を表示する公印及び刻印と同一又は類似の標識

5.3.6. 内容が公序良俗に反する表示

5.3.7. 商品又はサービスの性質，品質，原産地又は他の特徴について消費者を欺く又は過つ虞のある表示

5.4. 次の商標は，登録することができない。

5.4.1. 同一の商品又はサービスに関してモンゴル国において登録されている又は登録出願されている商標と同一である場合

5.4.2. 類似の商品又はサービスに関してモンゴル国において登録されている又は登録出願されている商標と同一又は類似である場合であって，その使用が消費者の間で混乱を生じる虞がある場合

5.4.3. 当該商標が登録されていない場合であっても，商品又はサービスの性質に拘らず，公衆の間で周知となっている商標と同一又は類似である場合であって，その使用が消費者の間で混乱を生じる虞があり，周知商標の名声に対して不公平な利用をし，利益を得，損害を与え又は妨げとなる場合

5.4.4. 他の創作者の著作権又は工業所有権と抵触する場合

## 第6条 商標出願

6.1. 商標出願(以下「出願」という)は、商標登録を望む自然人又は法人によってモンゴル語で知的所有権庁になされ次を含まなければならない。

6.1.1. 商標登録の願書

6.1.2. 出願人の姓、父母の名、出願人の名及び住所、国籍、その者の永住地があり活動が行われている国名、並びに出願日

6.1.3. 出願人が法人である場合、その正式名称及び宛先、その組織形態、その印又はスタンプ、並びに権限ある幹部の署名

6.1.4. 出願人が公式の代理人(委任状)を有する場合、出願人の姓、父母の名、出願人の名及び宛先、及び出願人又はその正式代理人の署名

6.1.5. 出願人が優先日を主張することを望む場合、先の出願の優先権を主張する宣言

6.1.6. 出願人が色彩又は商標が立体標章であることを主張することを望む場合、その旨の陳述書

6.1.7. 商標が団体標章又は証明標章である場合、その旨の陳述書

6.1.8. 商標の図形

6.1.9 商標がキリル文字又はローマ字以外の字で表現されている場合、若しくは外国語である場合、標章のキリル文字への翻字又はその翻訳文

6.1.10. 商標に関する商品及びサービスの名称であって国際分類に従って分類されたもの

6.2. 出願は、単一の商標のみに関するものとする。

## 第7条 出願日の付与

7.1. 知的所有権庁は、出願の受領日後20日以内に、様式について出願を審査し、出願が第6.1条に規定の要件を満たす場合、出願日が出願の受領日付で付与される。

7.2. 出願が第6.1条に規定の要件を満たさないと知的所有権庁が判断する場合、出願人は必要な補正又は訂正を2月以内にするよう書面で通知を受け、出願人が期限内に適正な補正又は訂正を提供する場合、出願日は出願の原受領日付で付与される。

7.3. 補正又は訂正が第6.1条に定める期限内に提出されない場合、知的所有権庁は出願が取下されたものとみなし、補正又は訂正が期限満了後に提供された場合、出願日は新たな出願に所定された手続に従って付与される。

7.4. 商標を登録することを望む自然人又は法人が公認博覧会における商品の出品日後6月以内に商標出願をする場合、出願が博覧会への参加を証明する書類が添えてある限り、出願日は、商品の出品日付で付与される。

## 第8条 商標出願の審査

8.1. 第7条に従って出願日を付与し、知的所有権庁は標章が商標とみなされることができると否か及び登録の可能性があるか否かを審査する。

8.2. 出願人は、審査中、商標の変更を除き、出願を変更することができるが、登録商標の決定がなされた後に商品又はサービスの一覧が拡張される場合、新たな出願がなされなければならない。

8.3. 出願人は、審査中に、商品又はサービスの2分類以上に関する出願を分割し別箇の出願をすることができる。

8.4. 知的所有権庁は、審査の結果に基づいて、出願日後12月以内に商標を登録するか否かを決定する。必要な場合、この期間は6月まで延長することができる。

8.5. 商標が本法に定める要件を満たさない場合、知的所有権庁は書面で相応に通知する。3月以内に出願人が理由を付した応答をしない場合、商標登録を拒絶する決定がなされる。

8.6. 商標登録を拒絶する決定がなされた場合、知的所有権庁は、当該決定日後1月以内に出願人に出願とともに審査結果の写しを出願人に送付する。

8.7. 出願人が審査結果に異論がある場合、それに対する不服申立を決定の受領日後30日以内に知的所有権庁にすることができる。

## **第9条 商標の登録、証明書発行**

9.1. 商標を登録する決定がなされた場合、知的所有権庁は、当該商標を国家登録局に記録し、証明書を発行し、出願を商標ファイルに保管する。

9.2. 国家商標登録簿及び証明書には、姓名、法人の正式名称、商標所有者の宛先、施設、商標の複製、商標の具体的性質、商標に関する商品及び/又はサービスの国際分類に従って分類された一覧、出願の出願日及び証明書の有効期間に関する詳細を含まなければならない。

9.3. 知的所有権庁は、登録商標の複製及び関係する書誌事項を公告する。

## **第10条 商標登録の有効期間、登録更新**

10.1. 商標登録は、出願日後10年の期間有効とし、所有者の請求で10年毎に更新することができる。

10.2. 登録の有効期間の更新請求は、登録の有効性の最終年中に知的所有権庁に提出しなければならない。

10.3. 登録の有効期間の更新請求が第10.2条に定める期間中に提出されない場合、当該請求は登録の有効期間の満了後6月以内に提出することができる。

10.4. 商標における変更若しくは商品又はサービスの一覧における拡張は、登録の有効期間の更新後にすることはできない。

10.5. 商標所有者の名称又は宛先が変わる場合、知的所有権庁はその変更が発生する日後6月以内に書面で届出を受けなければならない。関連の変更は国家登録簿に記録され証明書は再発行される。

10.6. 知的所有権庁は、商標登録の有効期間の各更新及び変更を国家商標登録簿（において、公告するものとする。

## **第11条 商標登録手数料**

11.1. 証明書の発行及び登録の有効期間の更新について印紙税に関するモンゴル国法によって所定の料金表に基づく手数料を納付しなければならない。

11.2. 手数料は、商標証明書の発行又は登録有効期間の更新に関する決定日後3月以内に納付しなければならない。

## **第12条 団体標章**

12.1. 団体標章の出願は、商標を団体標章として登録することを望む者によって第6条に従ってなされ、次を添えなければならない。

12.1.1. 団体標章の使用に係る規約

12.1.2. 組合管理に基づいて団体標章を使用する権原がある製造者又はサービス提供者の名称

12.2. 団体標章の使用に係る規約は、団体標章の使用を管理する者の名称、宛先及び目的、構成員資格の条件、団体標章の使用目的及び条件、使用の規定及び管理、並びに規約違反の場合に課される責任を明記しなければならない。

12.3. 団体標章の所有者はその使用を管理する者とし、構成員である製造者又はサービス提供者は組合管理に基づいて団体標章を使用するためのみの権原を有する。

12.4. 団体標章の所有者及び使用者は、標章の不法使用に対する予防措置を講じる権原を有する。

12.5. 団体標章の所有者及び使用者は、団体標章又はそれに類似の標章の不法使用によって被った損害の補償を請求する権原を有する。

### **第13条 証明標章**

13.1. 証明標章の出願は、商標を証明標章として登録することを望む者によって第6条に従ってなされ、次を添えなければならない。

13.1.1. 証明標章の使用に係る規約

13.1.2. 人が証明機関である旨の証拠

13.2. 証明標章の使用に係る規約は、証明機関の名称及び宛先、品質、標準、明細若しくは他の商品又はサービスの特徴に関する要件、商品又はサービスの証明の規定、証明標章の使用条件、使用の規定及び管理、並びに他の目的のために使用された場合に課される責任を明記しなければならない。

13.3. 証明標章の所有者は、商品又はサービスの具体的特徴を証明する証明機関であるものとし、それによって許可された自然人又は法人は証明標章を使用することのみの権原を有する。

13.4. 証明標章を使用することを許可された者は、標章所有者の許可がある場合に限り、標章の不法使用に対する予防策を講じる権原を有する。

13.5. 証明標章の所有者は、標章を使用することを許可された者の代わりに、証明標章又はそれに類似の標章の他人による不法使用によって被った損害の補償を請求する権原を有する。

13.6. 地名表示で構成され商品の産地を証明する証明標章については、地名表示に関する本法の規定が適用される。

### **第14条 団体標章及び証明標章の登録出願に関する審査並びに証明書の発行**

14.1. 団体標章及び証明標章の出願審査及び証明書発行においては、第7条及び第8条が守られなければならない。

14.2. 知的所有権庁は、団体標章及び証明標章に係る書誌情報及び規約を公告しなければならない。



### 第3章 地名表示，地名表示の登録，証明書の交付

#### 第15条 地名表示及びそれに関する要件

- 15.1. そこに産するものとして商品を特定する地方の名称は， 地名表示として登録されるものとする。
- 15.2. 次の場合， 次の表示は地名表示とみなされない。
  - 15.2.1. 第3条1.4に規定の定義に該当しない。
  - 15.2.2. その製造場所に係りなくモンゴル国領域において一定の種類の商品を示すために一般名称となっている。
- 15.3. 地名表示は， 次の場合， 登録することができない。
  - 15.3.1. 同一の商品に関してモンゴル国で登録された地名表示又は商標と同一である。
  - 15.3.2. 類似の商品に関してモンゴル国で登録された地名表示又は商標と同一又は類似であって， その使用が消費者の間に混乱を生じる虞のある場合
  - 15.3.3. 商品の性質に拘らず， 当該商標が登録されていなくとも， 公衆の間で周知となっている商標と同一又は類似であって， その使用が消費者の間で混乱を生じる虞があり， 周知商標の名声に対して不公平な利用をし， 利益を得， 損害を与え又は妨げとなる場合

#### 第16条 地名表示の出願

- 16.1. 地名表示の登録出願は， 商品の特徴が当該地方と関連している場合， 表示された地方において商品を製造する自然人又は法人によって知的所有権庁になされ， 次を含まなければならない。
  - 16.1.1. 地名表示登録の願書
  - 16.1.2. 出願人の姓， 父母の名， 出願人の名及び宛先， 国籍， 永住又は製造活動の国名
  - 16.1.3. 出願人が法人の場合， その正式名称及び宛先， 並びに組織形態
  - 16.1.4. 出願人が正式代理人を有する場合， その姓， 父母の名， 名及び宛先
  - 16.1.5. 地名表示の名称
  - 16.1.6. その場所の地理的位置
  - 16.1.7. 商品の指定
  - 16.1.8. 商品の特徴並びにその地理的環境及び固有の人的要素との関連の説明
- 16.2. 地名表示の出願には， 次を添えなければならない。
  - 16.2.1. 生産活動が当該地理的位置で行われていることを証明する地方又は首都の知事事務所によって発行された書類
  - 16.2.2. 出願が外国の自然人又は法人によってなされる場合， 商品が産出され又は製造される国， 地域又は地方の表示が保護されていることを証明する書類
  - 16.2.3. 出願が国内法人によってなされる場合， 国家登記証明書の認証謄本
- 16.3. 地名表示の出願は， 複数の者によってすることができる。
- 16.4. 本法に定める手続に従って地名表示を登録したモンゴル国の自然人又は法人が， 外国において当該地名表示の法的保護を有することを望む場合， 当該国の法令が当該法的保護に適用される。

## **第17条 地名表示の審査に出願日を付与すること**

17.1. 地名表示の出願及び出願の審査に出願日を付与することについては、第7条及び第8条に定める手続が適用される。

## **第18条 地名表示の登録、証明書の発行**

18.1. 地名表示を登録する決定がなされた場合、知的所有権庁は、国家地名表示登録簿に地名表示を記録し、証明書を発行し、出願を地名表示ファイルに保管する。

18.2. 国家地名表示登録簿及び証明書には、家族名、姓名、法人の正式名称、地名表示使用者の宛先、地名表示の名称、商品の特徴、名称、証明書発行の決定日及び番号並びに出願日に関する詳細を含まなければならない。

18.3. 地名表示の登録手数料は、第11条の規定に従って納付しなければならない。

18.4. 地名表示の登録は、出願日を始期として効力を有し期間を無制限とする。

18.5. 知的所有権庁は、地名表示の名称及び関連の書誌事項を公告させる。

## 第4章 商標所有者及び地名表示使用者の権利，商標及び地名表示の使用

### 第19条 商標所有者の権利

- 19.1. 登録商標の所有者は，標章に関して次の排他的権利を有する。
  - 19.1.1. 登録商標を所有，使用及び処分すること
  - 19.1.2. 商品及びサービスについての登録商標を使用すること
  - 19.1.3. ライセンス契約によって商標の使用を他人に許可すること
  - 19.1.4. 商標を他人に移転すること
  - 19.1.5. 登録商標に関する参照元となること又は証拠書類を知的所有権庁に請求すること
  - 19.1.6. 登録商標が他人によって不法に使用され商標の権利が侵害された場合，当該行為を停止し侵害された権利を守ること
  - 19.1.7. 登録商標と同一又は類似の標章の使用を停止することを請求し被った損害の補償を請求すること
- 19.2. 第191.7条に規定の権利は，当該標章の出願日前に登録商標と同一又は類似の標章を使用した者の権利を害するものではない。
- 19.3. 商標所有者の排他的権利は，商標が登録されている商品又はサービスの一覧の範囲内で行使されるものとする。

### 第20条 商標の使用

- 20.1. 次の行為は，商標の使用を構成するものとみなされる。
  - 20.1.1. 商品，その包装又は容器の上に，若しくはサービスにおいて，商標を使用すること
  - 20.1.2. 商標に基づいて商品を供給すること，販売の申出をすること又はそのような目的のために保管すること，若しくはサービスを提供すること
  - 20.1.3. 商標を付した商品を輸入又は輸出すること
  - 20.1.4. 通信，計画書又は他の書類及び広告又はインターネットで商標を使用すること
- 20.2. 商標所有者は，商標が登録されていることを示すために商標に添えて円で囲ったローマ字Rを使用することができる。
- 20.3. 商標所有者の承諾のない同一又は類似の商品又はサービスに関しての同一又は類似の登録商標の他人による使用は，所有者の権利の侵害を構成する。

### 第21条 商標権の他人への移転及び商標の失効

- 21.1. 商標所有者は，商品又はサービスのすべて又は一部に関して相続又は他の方法で商標の所有権を移転することができる。
- 21.2. 商標を所有する権利は，2当事者によって署名され，かつ当事者が選択する場合は公証された契約書によって移転されるものとする。
- 21.3. 商標を所有する権利を移転する契約書は，知的所有権庁に記録され，それによって権利の移転が発効する。
- 21.4. 商標を所有する権利は，次の理由で失効する。
  - 21.4.1. 法又は契約に従っての他人への完全移転
  - 21.4.2. 所有者の死亡の場合又は所有者が死亡宣告された場合

21.4.3. 移転がなく法人が解散する場合

21.4.4. 法に定める他の理由

## 第22条 ライセンス契約

22.1. 利害関係人は、知的所有権庁での記録をもって効力を有するライセンス契約を商標所有者と結ぶことによって商品又はサービスのすべて又は一部に関して商標を使用することができる。

22.2. ライセンス契約には、次が明記されるものとする。

22.2.1. 商標の使用の方法，範囲及び期間，当該商品又はサービスの品質及びその管理についての要件

22.2.2. 当事者の権利及び義務

22.2.3. 商標使用についての支払の金額及び手続

22.2.4. ライセンス契約の領域範囲

22.3. ライセンス契約の記録について、印紙税に関するモンゴル国法に定める料金表に基づく手数料が納付されなければならない。

## 第23条 地名表示の使用者の権利

23.1. 地名表示の使用者は、次の権利を有する。

23.1.1. 商品に地名表示を使用すること

23.1.2. 知的所有権庁に地名表示に関する参照元となること又は証拠書類を請求すること

23.1.3. 登録された地名表示が、表示された地方で製造されていない商品に関して他人によって使用される場合であって、商品の真実の産地について当該使用が混乱を生じる場合、当該行為の停止を請求すること、侵害された権利を保護すること及び被った損害の補償を請求すること

23.1.4. 登録された地名表示が類似の商品に関して他人によって使用され、その結果、地名表示の名声に対して不公平な利益を得る又は妨げとなる場合、当該行為の停止を請求すること、侵害された権利を保護すること及び被った損害の補償を請求すること

## 第24条 地名表示の使用

24.1. 次の行為が、地名表示の使用を構成するものとみなされる。

24.1.1. 地名表示を商品、包装又はその容器に使用すること

24.1.2. 地名表示を付した商品を輸入又は輸出すること

24.1.3. 通信、計画書又は商品に関する活動に関連する他の書類において、及び広告又はインターネットにおいて地名表示を使用すること

24.2. 地名表示を登録した者のみが、それを自己の生産において使用する権利を有する。ただし、その永住地が商品の製造地であることを条件とする。

24.3. 当該地方で生産活動を遂行する者であって、地名表示の登録前に出願に表示された商品を継続的に製造してきた者は、当該地名表示の使用を継続する権原を有する。

## 第25条 地名表示の登録有効期間の満了

25.1. 地名表示の登録有効期間は、商品の特徴と地理的環境及び固有の人的要素との間の関係が存在しなくなった場合に満了する。

## 第5章 商標の国際登録

### 第26条 商標の国際登録

26.1. モンゴル国を指定する商標の国際登録は、モンゴル国で直接に出願され審査され登録されたものとして同一の効果を有する。ただし、出願日は、国際登録の日付で又は登録の領域拡張請求の日付で付与される。

26.2. モンゴル国国家登録簿に記録された商標所有者であってモンゴル国で効力を有する当該商標の国際登録を取得した者は、国内登録放棄の請求を知的所有権庁にすることができる。

### 第27条 国内商標の国際登録

27.1. モンゴル国の自然人又は法人若しくはモンゴル国において永住地を有する又は商品の製造又はサービスの提供に携わる者であって、本法に定める手続に従って商標登録を出願し又は商標登録をし、国際登録の出願を望む者は、知的所有権庁を通じて世界知的所有権機関（以下、「国際事務局」という。）に国際商標出願をしなければならない。

27.2. 国際商標出願は、マドリッド協定及びマドリッド議定書の要件に従って作成しなければならない。

27.3. 国際商標登録の更新、商標所有者の権利の移転、放棄又は領域拡張の請求は、知的所有権庁を通じて国際事務局にしなければならない。

27.4. 国際商標登録の手数料は、マドリッド協定及びマドリッド議定書の共通規則に従って出願人によって国際事務局に納付されなければならない。

## 第6章 雑則

### 第28条 商標及び地名表示の登録失効及び取消

28.1. 利害関係人は、商標が第5.2条、第5.3条、第5.4条に違反して、又は地名表示が第15.2条、第15.3条に違反して登録されている場合、商標又は地名表示の登録を失効させることを裁判所に請求することができる。

28.2. 請求が十分に根拠があると裁判所が判断する場合、商標又は地名表示の登録を失効させる決定がなされ、知的所有権庁が相応に通知を受けるものとする。

28.3. 知的所有権庁は、次の場合に当該所有者又は使用者に関する商標又は地名表示の登録を取消するものとする。

28.3.1. 商標登録の更新請求が、登録の有効期間の満了後6月以内になされない場合

28.3.2. 商標の所有者又は地名表示の使用者が商標を所有する又は地名表示を使用する権利を宣言書によって放棄する場合

28.3.3. 商標所有者又は地名表示の使用者である法人が解散され、商標を所有する又は地名表示を使用する権利が他人に移転されていない又は商標がライセンス契約によって譲渡されていない場合

28.3.4. 商標が連続5年間使用されておらずその正当な理由がない場合

28.3.5. 地名表示が製品の一般名称になった場合

28.4. 商標又は地名表示の登録を取消する知的所有権庁の決定に同意しない利害関係人は、決定の受領後2月以内に裁判所に申出することができる。

28.5. 利害関係人は、第28.3.4条に規定の理由で商標登録の取消を知的所有権庁に請求することができる。

28.6. 商標又は地名表示の登録が取消又は無効となった場合、知的所有権庁は、関連の変更を国家登録簿に記録しその公告をさせる。

### 第29条 不服申立と紛争の検討

29.1. 知的所有権庁は、次に関して商標及び地名表示に関する不服申立又は紛争を審査し決定する。

29.1.1. 商標又は地名表示の出願の審査結果

29.1.2. 出願日又は優先日の付与

29.1.3. 商標又は地名表示の国家登録

29.2. 知的所有権庁は、不服申立又は紛争を検討し、得た決定を当該請求の受領日後1月以内に伝達する。

29.3. 紛争当事者が、知的所有権庁の決定に同意しない場合、決定の受領日後2月以内に裁判所に申出する権原を有する。

29.4. 本法に基づいて知的所有権庁の管轄に委ねられていないその他の不服申立又は紛争は、裁判所によって検討され決定される。

### 第30条 商標又は地名表示に関する法律違反の責任

30.1. 商標及び地名表示に関する法律違反が、刑事犯罪を構成しないとみなされる場合、国の監察官は、違反を犯す自然人又は事業体(機関)に夫々5万又は25万トグログの罰金を課し、

裁判官は, 違反を犯す自然人又は事業体(機関)に夫々50万又は250万トグログの罰金を課し, 商標又は地名表示の不法使用から得た収入を商標所有者又は地名表示使用者に譲渡すること, 又は製品販売から得た収入を国家に没収し生産又はサービス活動を中断することを命令する。

30.2. 商標所有者又は地名表示使用者の権利の侵害によって被った損害の補償は, 民法に従って裁定されるものとする。